

## 第6章 雑 則

### 【仮設建築物に対する制限の緩和】

法第85条 (第1項から第4項まで省略)

5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第101条第1項第10号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2及び第35条の3及び37条の規定並びに第3章の規定は、適用しない。

(以下省略)

### 6-1 工事現場外の仮設建築物の手続

工事を施工するための現場以外に設ける工事用の事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、法第85条第5項による許可を要するものとして取り扱います。なお、工事を施工するための現場とは、当該工事をする建築物等の敷地のみをいうものではなく、仮囲いで囲まれた区域等、一体の区域を指します。

(事務連絡 昭和49年7月20日)

(まち建企第2287号 平成20年3月4日改正)

### 【工作物への準用】

法第88条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項及び第5項から第12項までを除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第1号から第3号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第4号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2（第3項から第8項までを除く。）、第6条の3（第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。）、第7条から第7条の4まで、第7条の5（第6条の3第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。）、第8条から第11条まで、第12条第5項（第4号を除く。）及び第6項から第8項まで、第13条、第18条（第4項から第11項まで及び第22項を除く。）、第20条、第28条の2（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第32条、第33条、第34条第1項、第36条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第37条、第40条、第3章の2（第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第86条の7第1項（第28条の2（第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第86条の7第2項（第20条に係る部分に限る。）、第86条の7第3項（第32条、第34条第1項及び第36条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで及び第18条第22項の規定を準用する。この場合において、第20条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

(以下省略)

### 【工作物の指定】

令第 138 条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第 88 条第 1 項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

- 一 高さが 6 m を超える煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）
- 二 高さが 15 m を超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）
- 三 高さが 4 m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 四 高さが 8 m を超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 五 高さが 2 m を超える擁壁

（以下省略）

## 6-2 鳥 居

標記については、令第 138 条第 1 項第 3 号に規定する「記念塔その他これらに類するもの」に該当するものとして取り扱います。

（事務連絡 昭和 52 年 2 月 19 日）

### 【建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置】

法第 91 条 建築物の敷地がこの法律の規定（第 52 条、第 53 条、第 54 条から第 56 条の 2 まで、第 57 条の 2、第 57 条の 3、第 67 条第 1 項及び第 2 項並びに別表第 3 の規定を除く。以下この条において同じ。）による建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する禁止又は制限を受ける区域（第 22 条第 1 項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。）、地域（防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。）又は地区（高度地区を除く。以下この条において同じ。）の内外にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の建築物に関するこの法律の規定又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

## 6-3 敷地が建築協定区域の内外にわたる場合

標記については、建築協定区域内の建築物の部分についてのみ建築協定の建築物に関する規定が適用されるものとして取り扱います。

### 【参考】

建築協定区域外の建築物の部分についても、建築協定の建築物に関する規定について指導します。

（建企指第 113 号 昭和 61 年 9 月 1 日）  
（まち建企第 2287 号 平成 20 年 3 月 4 日改正）

### 【日影による中高層の建築物の高さの制限】

法第 56 条の 2 （第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 対象区域外にある高さが 10 m を超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、第 1 項の規定を適用する。

（以下省略）

## 6-4 日影が市境を越えて生ずる場合の日影規制

標記については、昭和 53 年 5 月 23 日付、建設省神住街発第 106 号により建設省から次のとおり回答があったので、今後はこれにより取り扱います。

（事務連絡 昭和 53 年 5 月 23 日）

(照 会)

53 建第 85 号 建築局長 昭和 53 年 4 月 20 日

横浜市内に建築する高さが 10m を超える建築物が、川崎市内の建築基準法第 56 条の 2 第 1 項の対象区域内に日影を生じさせる場合の取扱いについて、次の事項につき御教示願います。

- 1 当該建築物が、川崎市の対象区域内に生じさせる日影については、川崎市の日影条例による制限を受けると解釈するのか。
- 2 当該建築物が、川崎市の日影条例に適合しているか否かについては、横浜市 of 建築主事が確認するのであると解釈するのか。

(回 答)

建設省神住街発第 106 号 建設省住宅局市街地建築課長 昭和 53 年 5 月 23 日

- 1 照会に係る建築物が、川崎市内の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例によって指定された区域内の土地に日影を生じさせる場合は、同条第 4 項の規定に基づき、日影による高さの制限を受けるものとして取扱われたい。
- 2 照会に係る建築物が、法第 56 条の 2 に適合しているか否かについては、横浜市 of 建築主事が確認するものとして取扱われたい。

#### 6-5 敷地が複数の特定行政庁にわたる確認申請

標記申請（計画通知を含みます。）については、次により取り扱います。

- 1 複数棟の工場等が建築される極めて大規模な敷地においては、次の各号の方針を基本にして、特定行政庁（以下「行政庁」といいます。）間で協議し、その取扱いを決定します。
  - (1) 建築物が複数の行政庁にわたる場合は、建築物の過半の属する行政庁で取り扱います。
  - (2) 建築物が複数の行政庁にわたらない場合は、建築物の存する行政庁で取り扱います。
- 2 前項以外の敷地においては、敷地の過半の属する行政庁で取り扱います。
- 3 確認申請を取り扱う行政庁は、取り扱わない行政庁へ、建築計画概要書等の写しを送付します。

(建企指第 179 号 昭和 61 年 11 月 29 日)